

○深谷市の酒で乾杯を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、深谷市の酒による乾杯の習慣を広めることにより、酒造業その他市内産業の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において深谷市の酒とは、本市において生産された酒又は本市産の農産物を原料とする酒をいう。

(市の役割)

第3条 市は、深谷市の酒による乾杯の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 深谷市の酒の生産、販売等に関する事業を行う者は、深谷市の酒による乾杯とその普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、市及び事業者が行う深谷市の酒による乾杯とその普及に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第6条 市、事業者及び市民は、この条例の施行に当たり、酒に対する個人の嗜好及び飲酒に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。